

資料4 施設設置条例

奈井江町地域交流センターの設置及び管理に関する条例

平成 16 年 10 月 27 日条例第 32 号
改正 平成 18 年 9 月 19 日条例第 26 号
平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号
平成 26 年 3 月 18 日条例第 8 号

奈井江町地域交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第 10 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、奈井江町地域交流センター（以下「地域交流センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 地域交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈井江町地域交流センター	奈井江町字奈井江 28 番地

（管理の代行）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、地域交流センターの管理に関する次の業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1）ふるさと情報の提供に関する業務
- （2）地域交流センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3）利用の許可に関する業務
- （4）利用料金の収受に関する業務
- （5）上記業務に付随する業務

（休館日及び開館時間）

第 4 条 地域交流センターの休館日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

- （1）12 月 30 日から翌年 1 月 6 日まで
- （2）月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日

2 地域交流センターの開館時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第 5 条 地域交流センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、地域交流センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第6条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、地域交流センターの利用を許可してはならない。

- （1） 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- （2） 地域交流センターの建物又は附属設備を損傷するおそれがあるとき。
- （3） その他地域交流センターの管理上支障があるとき。

（利用料金）

第7条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、地域交流センターの利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 地域交流センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）の例により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（利用料金の返還）

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、不可抗力により利用できなかった場合又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

（利用目的の変更等の禁止）

第10条 第5条第1項に規定する利用の許可を受けた者は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

（特別設備等の許可）

第11条 利用者は、地域交流センターの建物又は附属設備に特別の設備を設け、若しくは特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用の許可の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- （1） 利用の許可の条件に違反したとき。
- （2） この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。
- （3） 第6条の規定に該当することとなったとき。
- （4） その他指定管理者が必要であると認めたとき。

（原状回復）

第13条 利用者は、利用を停止されたとき若しくは利用の許可を取り消されたとき又は利用を終

えたときは、直ちに利用場所を整備し、原状に回復しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

（利用者の義務）

第14条 第5条第1項の規定により利用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、当該利用場所を良好な状態において利用しなければならない。

- （1）危険物及び危険のおそれのある物を持ち込まないこと。
- （2）指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- （3）許可なく物品の配布、販売、募金等の行為を行わないこと。
- （4）他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- （5）指定管理者の指示に従うこと。

（指定管理者の義務）

第15条 指定管理者は、施設物件等を良好な状態において管理しなければならない。

（損害賠償）

第16条 利用者は、その利用により施設の建物、附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出、その指示を受けなければならない。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の奈井江町地域交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第7条の許可（旧条例第8条に規定する特別設備等の利用に伴う許可を含む。）を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第5条第1項又は第11条の許可を受けたものとみなす。

（奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部改正）

- 3 奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成18年9月19日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 18 日条例第 8 号抄）
（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 7 条関係）

地域交流センター利用料金の基本額

区分	金額
伝承室	1 時間当たり 185 円
調理実習室・実演室	1 時間当たり 185 円
ふれあいホール	1 時間当たり 257 円
学習室	1 時間当たり 422 円
イベントテラス（1 m ² 当たり）	1 日当たり 31 円
広場（1 m ² 当たり）	1 日当たり 10 円

備考

- 1 町民以外の者が利用する場合は、50 パーセント割増とする。
- 2 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類するものを 5,000 円以上徴収し、かつ、酒、料理等の飲食物を持ち込む会合の利用料金は、100 パーセント割増とする。
- 3 商業活動のために利用する場合は、前 2 項の規定にかかわらず 100 パーセント割増とする。
ただし、町外の業者については、500 パーセント割増とする。